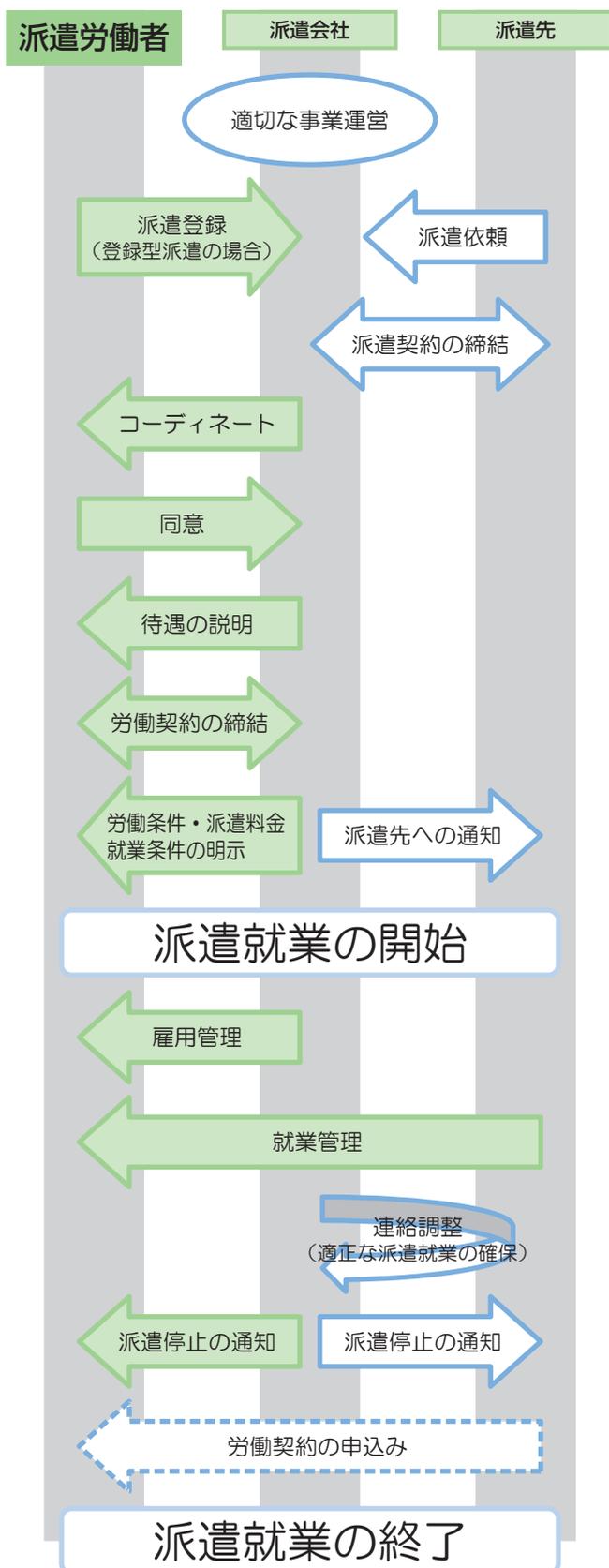


派遣労働者の皆さまへ 派遣で働くときに知っておきたいこと

労働者派遣の流れ



1 派遣の働き方

- チェック
- 雇用主は誰か理解している
 - 仕事上の指揮命令を行うのは誰か理解している
 - 労働基準法などのルールを守るのは誰か理解している

2 派遣で禁止されていること

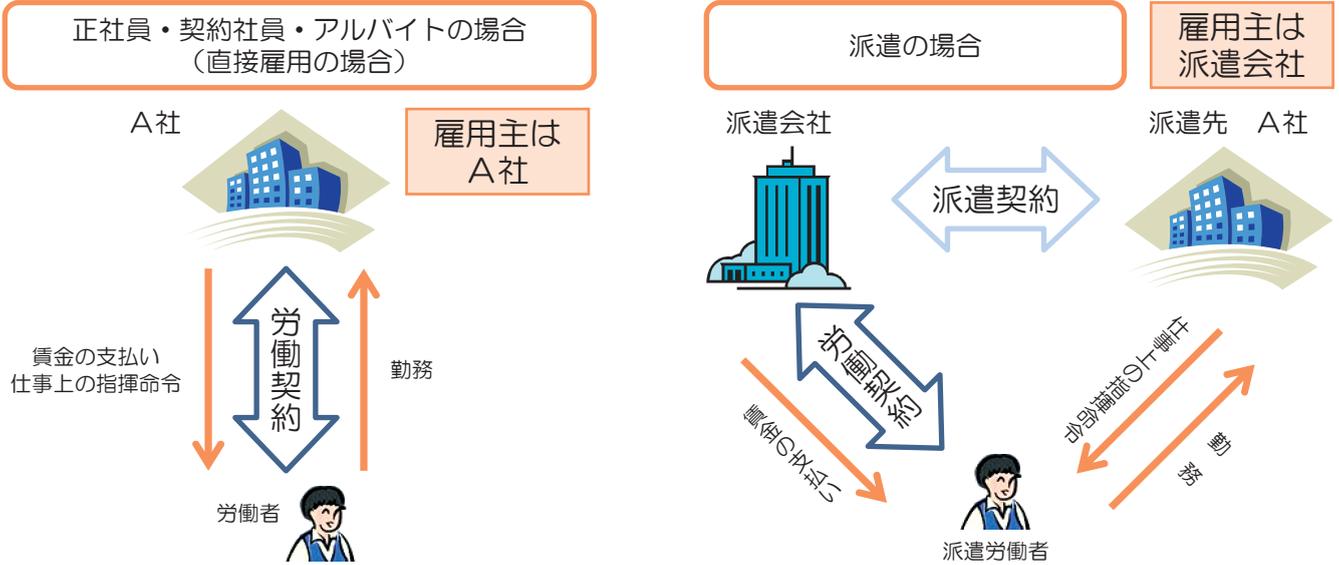
- チェック
- 派遣禁止業務への派遣ではない
 - 派遣先から事前に面接などを受けていない
 - 元の勤務先への派遣ではない

3 4 派遣で働く前、派遣で働くとき

- チェック
- マージン率や教育訓練などの情報を参考にしている
 - 賃金見込額などの説明を受けている
 - 労働条件・派遣料金額・就業条件などの明示を受けている
 - トラブルが起きたときの相談先を知っている

1 雇用主は誰か

派遣は、直接雇用とは異なる働き方です。



直接雇用の場合		派遣の場合
A社	労働契約を結ぶ相手は(雇用主は)	派遣会社
A社	賃金を支払うのは	派遣会社
A社	社会保険・労働保険の手続を行うのは	派遣会社
A社	勤務先は	派遣先のA社
A社	仕事上の指揮命令を行うのは	派遣先のA社
A社	年次有給休暇を付与するのは	派遣会社
A社	休業の際の休業手当を払うのは	派遣会社

労働基準法などの労働基準関係法令等については、一部は派遣先が責務を負いますが、基本的には派遣労働者の雇用主である派遣会社が責務を負います。

<解雇について>

派遣会社は、有期労働契約を更新しない場合(雇止め)のルール、解雇に関するルールを守らなければなりません。

なお、派遣会社と派遣先との間の派遣契約と、労働者と派遣会社との間の労働契約は別の契約であり、派遣契約の解除がそのまま労働契約の解除となるわけではありません。

2 派遣で禁止されていることは

【派遣禁止業務】

建設業務、港湾運送業務、警備業務、医療関係業務(一部を除く)は派遣が禁止されています。

【派遣先となる会社との事前面接禁止】

派遣先となる会社が、派遣労働者を指名することはできません。

派遣開始前に面接を行うこと、履歴書を送付させることは禁止されています。

(紹介予定派遣の場合や本人が希望する場合は認められています)

【元の勤務先への派遣の禁止】

正社員・契約社員・アルバイトなどとして前に働いていた会社で、その退職後1年以内に派遣労働者として働くことはできません。

※以前A社へ派遣され、派遣終了後1年以内に再度A社に派遣されることは可能です。

知っておきたいこと

3 派遣で働く前

ア マージン率や教育訓練などの情報を参考にしましょう

派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取組状況が派遣会社のホームページなどで確認できます。派遣会社を選ぶ際の情報として活用してください。

派遣料金（派遣先が派遣会社へ支払う料金）	
賃金（派遣会社が労働者に支払う賃金）	マージン

※）マージンには、派遣労働者の福利厚生費や教育訓練費なども含まれていますので、マージン率は低いほどよいというわけではなく、その他の情報と組み合わせて総合的に評価することが重要です。

イ 派遣で働いた場合の賃金見込み額などの説明を受けましょう

派遣会社との労働契約の締結前に、①賃金の見込み額などの待遇に関する事項、②派遣会社の事業運営に関すること、③労働者派遣制度の概要について、派遣会社から説明があります。

4 派遣で働くとき

ア 労働条件、派遣料金額、就業条件の明示を受けましょう

派遣会社から、労働契約を締結するときに労働条件の明示、派遣就業を開始するときに派遣料金額の明示、就業条件の明示があります。

※）社会保険・労働保険の加入手続は派遣会社が行います。
未加入の場合には、派遣会社から理由の通知があります。

イ 年次有給休暇、育児休業をとることができます

派遣でも労働基準法、男女雇用機会均等法などの労働関係法令は適用されます。これらの法律の責務は派遣会社と派遣先で分担されています。
年次有給休暇の付与などは派遣会社に責務があります。

ウ 働いていてトラブルが起こった場合

派遣会社と派遣先に、それぞれ相談を受ける担当者がいます。
担当者に相談をしてください。

5 無期雇用への転換推進措置について

派遣労働者が無期雇用になるための機会が少ないことなどから、派遣会社は、有期雇用の派遣労働者（雇用期間が通算1年以上）の希望に応じ、以下のいずれかの措置をとるよう努めなければならないとされています。

- ① 無期雇用の労働者として雇用する機会の提供
- ② 紹介予定派遣の対象とすることで、派遣先での直接雇用を推進
- ③ 無期雇用の労働者への転換を推進するための教育訓練などの実施



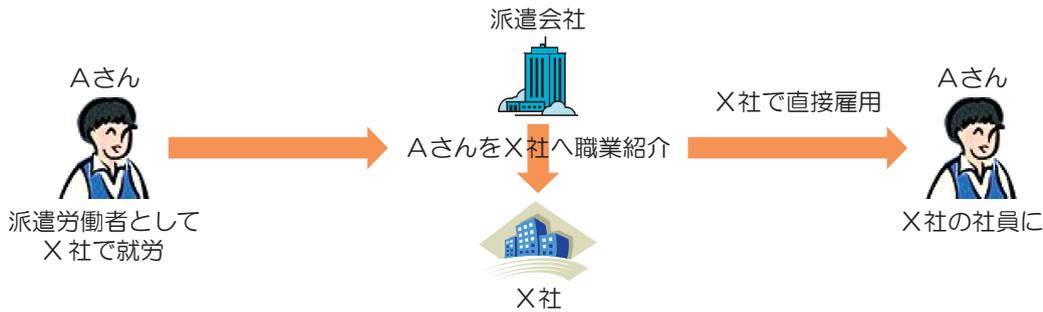
6 派遣受入期間の制限と労働契約申し込み義務

一部の業務を除き、派遣先で派遣労働者を受け入れることのできる期間には最長3年の制限があります。

期間制限を超えてその業務について派遣労働者に仕事をさせる場合などは、派遣先は派遣労働者へ労働契約の申込みをしなければなりません。

7 紹介予定派遣とは

一定の労働者派遣の期間（6か月以内）を経て、直接雇用に移行すること（職業紹介）を念頭に行われる派遣を紹介予定派遣といいます。



◆厚生労働省のホームページに、労働者派遣法などの資料を掲載しています。

詳しくは

◆「人材サービス総合サイト」（厚生労働省運営）にて派遣会社の情報などを掲載しています。

詳しくは

【 問 い 合 わ せ 先 】 都 道 府 県 労 働 局

労働局名	課室名	代表電話番号	労働局名	課室名	代表電話番号
北海道	需給調整事業室	011-709-2311	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
青森	需給調整事業室	017-721-2000	京都	需給調整事業課	075-241-3225
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
宮城	需給調整事業室	022-292-6071	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831
秋田	職業安定課	018-883-0007	奈良	需給調整事業室	0742-32-0208
山形	需給調整事業室	023-626-6109	和歌山	職業安定課	073-488-1160
福島	需給調整事業室	024-529-5746	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	島根	職業安定課	0852-20-7017
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	広島	需給調整事業課	082-511-1066
埼玉	需給調整事業室	048-600-6211	山口	需給調整事業室	083-995-0385
千葉	需給調整事業室	043-221-5500	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	高知	職業安定課	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石川	需給調整事業室	076-265-4435	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8609	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
山梨	職業安定課	055-225-2857	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
長野	需給調整事業室	026-226-0864	大分	需給調整事業室	097-535-2095
岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	職業安定課	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-219-8711
愛知	需給調整事業第二課	052-219-5587	沖縄	職業安定課	098-868-1655
三重	需給調整事業室	059-226-2165			

◆このパンフレットは、労働者派遣制度の主な内容を説明したものです。